

予算・一般議案45件を議決

令和7年第3回（9月）市議会定例会は、9月3日から30日までの28日にわたり開かれました。今回、市長から提出された議案は、追加議案を含め、予算議案7件、条例議案および決算認定議案などの一般議案42件の合計49件で、決算認定議案を除く45件は、審議の結果、いずれも原案どおり可決・同意されました。

なお、決算認定議案4件については、決算審査特別委員会が設置され、閉会中の継続審査となりました。

補正予算議案

一般会計は、10億4千468万3千円の追加で、その主な内容は次のとおりです。

- ・医療センターの運営において、人件費の増加や物価高騰による医薬材料費などの経費の増加により、年度内の資金不足が見込まれることから、負担金を増額するための経費。
 - ・上野東京ライン停車に向けたJR川口駅の再整備に伴い、支障する駅西口公共施設に関する調査を行うための経費。
 - ・教育研究所芝園分室のSKIPシティへの移転に伴い、改修工事などを行うための経費。
- 特別会計は、後期高齢者医療事業および介護保険事業において、2千855万1千円が追加され、土地区画整理事業において、財源更正されました。
- 企業会計は、病院事業（収入のみ）、水道事業および下水道事業において、3千209万5千円が追加されました。

一般議案

主なものは次のとおりです。

条例議案

◆川口市事務手数料条例の一部を改正する条例

「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、受益者負担の適正化を図るため、納税に関する証明などにかかる手数料の額の改定などを行うもの。

◆川口市立学校設置条例の一部を改正する条例

不登校生徒の学びの場を確保し、社会的自立に向けた支援を行うため、新たに中学校を設置し、学びの多様化学校として開校することなどから、必要な改正を行うもの。

◆川口市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

社会情勢の変化に伴う費用の上昇を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、市が実施する放課後児童クラブの利用料の額を改定するもの。

◆川口市水道事業給水条例の一部を改正する条例

◆川口市下水道条例の一部を改正する条例

上下水道施設の老朽化に伴う更新費用などに充て、上下水道事業を健全かつ持続的に運営していくため、水道料金を平均で26・74%の増額、下水道使用料を平均で27・16%の増額とするとともに、基本料金に含まれる基本水量（10立方メートル）を撤廃するほか、

災害時などにおける給水装置工事事業者の確保などのため、必要な改正を行うもの。

・・・ほか11件

契約議案

◆工事請負契約の締結について

・道合神戸住宅E棟給水管改修工事
・根岸公民館改築工事

◆工事請負契約の変更契約の締結について

・（仮称）神根総合運動公園雨水貯留施設整備工事（その1）（ゼロ債務）
・（仮称）神根総合運動公園雨水貯留施設整備工事（その2）（ゼロ債務）

財産の取得議案

◆財産の取得について

・GIGAスクール端末

訴えの提起議案

◆訴えの提起について

・支払督促の申立て
・奨学資金貸付金回収金の請求
・市営住宅の明渡し等の請求

・・・ほか7件

調停議案

◆調停の申立てについて

市道路線の認定・廃止議案

◆市道路線の認定について

・南平第285-1号線

◆市道路線の廃止について

・鳩ヶ谷第9030号線

人事議案

（敬称略）

◆川口市教育委員会教育長の任命同意について
井上 清之（再任）

◆川口市教育委員会委員の任命同意について
渡辺 隆志（新任）

◆人権擁護委員の候補者の推薦について
松木 明彦（新任）

◆川口市監査委員の選任同意について
船津 由徳

請願

今定例会において、請願一件が提出され、不採択となりました。

議員提案

今定例会に議員提案として、意見書2件の提出があり、審議の結果、いずれも可決され、関係機関へ送付しました。

【意見書】

◆不法滞在者ゼロプランの着実な実行等を求める意見書

◆外国人による交通事故の防止と被害者の保護・救済措置を国に求める意見書

議会人事

閉会中の継続審査となった決算認定議案の審査を行うため、「一般会計及び各種特別会計決算審査特別委員会」および「企業会計決算審査特別委員会」をそれぞれ設置しました。

また、その他の委員会において、委員長および委員の辞任に伴い、委員長の互選および後任委員の選任が行われ

ました。

（◎印は委員長、○印は副委員長、敬称略）

【一般会計及び各種特別会計決算審査特別委員会】

◎船津 由徳、○幡野 茂、

松浦 洋之、荻野 梓、

飯塚 孝行、後藤 留美、

福森 悦子、ふじしまともこ、

藤田みつぐ、柳田つとむ、

芝崎 正太、吉田 英司、

松本 幸恵

【企業会計決算審査特別委員会】

◎奥富 精一、○坂本だいすけ、

松本 英利、益田みなみ、

青山 聖子、牛嶋 宏一、

菅野 静華、榊原 秀忠、

前原 博孝、江袋 正敬、

松本 進、金子 幸弘、

稲川 和成

【総務常任委員会】

◎若谷 正巳

【議会運営委員会】

船津 由徳

インターネットで

本会議の様子が

ご覧になれます。

市議会ホームページから

アクセスを。

埼玉県議会広報ラジオ番組

「伝えたい！届けたい！議員

に直撃！ GOGOMONZ

埼玉県議会スペシャル！」

FM NACK5

「GOGOMONZ」で

11月24日（振）27日（木）の

4日間連続放送！



問い合わせ…議会事務局 ☎048-257-1405
FAX048-257-5500

／ 知ってほしい／ ヤングケアラーのこと

～埼玉県では11月を「ケアラー月間」と定めています～

ヤングケアラーとは…

本来、大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などのケアを日常的に行っている子ども・若者のことです。ヤングケアラーは、家族のためにさまざまなケアを行っています。

例えば…

病気や障害のある家族に代わり、家事をしている。



目が離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いをしている。

日本語が話せない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



どんな影響があるの？

家族の手助けをすることは素晴らしいことですが、その負担が大きい場合には、次のような影響が出る可能性があります。

【学業への影響】 遅刻・早退・欠席が増える、勉強の時間が取れなくなる など

【友人関係への影響】 友達とコミュニケーションを取る時間が少なくなる など

【就職への影響】 自分にできる仕事の範囲を狭めて考えてしまう など

本市の取り組み

※本市では18歳になった年度の3月末までが対象です。

【相談専用ダイヤル ☎048-259-9041】 家族のケアで悩んでいる子どもや、ヤングケアラーかもしれない子に関する相談を受け付けています。

【家事等支援事業】 ヤングケアラーに代わり家事などを行う訪問員を派遣しています。

【応援金の支給】 ヤングケアラーが将来への夢と希望を抱き、子どもらしく生活できるよう応援金を支給しています。



▲詳細は市ホームページをご確認ください。

「困っていることがある」「誰かに話したい」「あの子の様子が気になる…」と思ったら、一人で悩まず、まずはご相談ください。

問い合わせ…子育て相談課 ☎048-259-9005 FAX048-259-4958